

改正案	現行
<p>（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）</p> <p>第一条の五 法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が次に掲げる有価証券以外の有価証券である場合であつて、当該有価証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家（同項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十八条の二において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。</p> <p>一 株券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第三条の六、第十七条の三の二及び第二十八条において「優先出資証券」という。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七、第三条の二及び第十七条の三の二において同じ。）、新株引</p>	<p>（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）</p> <p>第一条の五 法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が次に掲げる有価証券以外の有価証券である場合であつて、当該有価証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家（同項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十八条の二において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。</p> <p>一 株券（<u>端株券</u>、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第三条の六、第十七条の三の二及び第二十八条において「優先出資証券」という。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七、第三条の二及び第十七条の三の二において同じ。）、</p>

受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券を含む。第一条の七において同じ。）、転換社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券を含む。以下この条において同じ。）、新株引受権付社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券を含む。以下この条及び第一条の七において同じ。）その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

二丁四（略）

（公開買付けによらなければならない有価証券等）

第六条 法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）（第二百四十二条の規定によりその株式につき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一 株券、新株引受権証券、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券

二・三（略）

2（略）

（株券関連有価証券の範囲）

第十四条の四 法第二十七条の二十三第一項に規定する株券、転換社

、新株引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券を含む。第一条の七において同じ。）、転換社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券を含む。以下この条において同じ。）、新株引受権付社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券を含む。以下この条及び第一条の七において同じ。）その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

二丁四（略）

（公開買付けによらなければならない有価証券等）

第六条 法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）（第二百四十二条の規定によりその株式につき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一 株券（端株券を含む。第九条の二において同じ。）、新株引受権証券、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券

二・三（略）

2（略）

（株券関連有価証券の範囲）

第十四条の四 法第二十七条の二十三第一項に規定する株券、転換社

債券その他の政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

- 一 株券、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券

二・三 (略)

2 (略)

(金融機関による私募の取扱いの対象から除外される有価証券)

第十七条の三の二 法第六十五条第二項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券(当該有価証券に係るオプションを表示する同号に掲げる有価証券を含む。)とする。

- 一 株券(優先出資証券を含む。)、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

二 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三 前二号に掲げる有価証券に係る権利を表示する法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券

(取引の概要等を記載した書面の交付等に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

債券その他の政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

- 一 株券(端株券を含む。第十四条の五の二第一号において同じ。)、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券

二・三 (略)

2 (略)

(金融機関による私募の取扱いの対象から除外される有価証券)

第十七条の三の二 法第六十五条第二項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券(当該有価証券に係るオプションを表示する同号に掲げる有価証券を含む。)とする。

- 一 株券(端株券及び優先出資証券を含む。)、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

二 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三 前二号に掲げる有価証券に係る権利を表示する法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券

第十七条の五 第十五条の四の規定は、法第六十五条の二第五項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

第十七条の六 第十五条の五の規定は、法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条第二項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

第十七条の七 第十六条の二の二の規定は、法第六十五条の二第五項において準用する法第四十七条の二第二項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

(上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実)

第二十八条 法第六十六条第二項第一号ヨに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 十 (略)

(公開買付けに準ずる行為)

第三十一条 法第六十六条第六項第四号及び第六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当する株券(外国法人の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。以下この条において同じ。)(の発行者である会社の発行する株券、新株引受権証券、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券(外国法人の発行する証券又は証券で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。))又はその他内閣府令で定め

(新設)

(新設)

(新設)

(上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実)

第二十八条 法第六十六条第二項第一号ワに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 十 (略)

(公開買付けに準ずる行為)

第三十一条 法第六十六条第六項第四号及び第六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当する株券(外国法人の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。以下この条において同じ。)(の発行者である会社の発行する株券(端株券を含む。以下この条において同じ。))、新株引受権証券、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券(外国法人の発行する証券又は証券で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定め

る有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等の数（株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の発行済株式の総数の百分の五以上である場合における当該株券等を買集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等の数の合計を当該会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

（特定株券等の範囲）

第三十二条 法第六十七條第一項に規定する上場等株券等（同項に規定する「上場等株券等」をいう。）又は上場株券等（法第二十四条の六に規定する「上場株券等」をいう。）の発行者である会社の発行する株券若しくは転換社債券その他の政令で定める有価証券（

めるものを除く。）又はその他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等の数（株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）については株式の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の発行済株式の総数の百分の五以上である場合における当該株券等を買集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等の数の合計を当該会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

（特定株券等の範囲）

第三十二条 法第六十七條第一項に規定する上場等株券等（同項に規定する「上場等株券等」をいう。）又は上場株券等（法第二十四条の六に規定する「上場株券等」をいう。）の発行者である会社の発行する株券若しくは転換社債券その他の政令で定める有価証券（

以下「特定株券等」という。()は、次に掲げるものとする。

- 一 株券、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券

二・三 (略)

以下「特定株券等」という。()は、次に掲げるものとする。

- 一 株券(端株券を含む。)、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券

二・三 (略)